

# 仙北市雇用促進助成事業費補助金の概要

## 1. 目的

仙北市内に居住する市内就職者に仙北市雇用促進事業費補助金を交付することにより、新規就業及び定住促進を促し、市内企業の雇用の安定と活性化を図ることを目的とします。

## 2. 補助対象者

下記の要件を満たす「対象事業所」及び「対象雇用者」です。

### ●対象事業所

- (1)仙北市内に事業所又は事務所があること。
- (2)市税等の滞納をしていないこと。
- (3)雇用保険の適用事業所の事業主であり、次のいずれかに該当すること。
  - ・個人事業者(農林漁業を除く)
  - ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
  - ・中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
  - ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
  - ・医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
  - ・特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に定める特定非営利活動法人
  - ・農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条の規定により認定を受けた農業法人
- (4)その他市長が認める団体

### ◆対象雇用者

- (1)高校・大学・専門学校等を卒業し、1年以上経過していること。
- (2)雇用された時点で満50歳未満であること。
- (3)仙北市に住所があり(申請時に仙北市に住所を有していること)、実際に居住していること。
- (4)市税等の滞納をしていないこと。(移住者の場合、前住所地での納税証明書等の提出は求めません。)
- (5)対象事業所に新たに雇用され、継続的に雇用されること。
- (6)暴力団員等でないこと。

## 3. 補助金の額

### ●対象事業所

対象雇用者1人あたり20万円。上限は40万円。

### ◆対象雇用者

1人あたり5万円。移住者は5万円を加算し、1人あたり10万円上限とする。

#### 4. 補助回数

対象事業者、対象雇用者ともに1回のみです。

#### 5. 申請時期

##### ●対象事業所

対象雇用者を雇用後、6ヶ月を経過した日から3ヶ月以内です。

##### ◆対象雇用者

就職後、同一事業所において6ヶ月を経過した日から3ヶ月以内です。

※令和3年1月1日以降に就職した雇用者が対象となります。

ただし、令和3年1月1日から令和3年3月31日に就職した雇用者については、令和3年4月1日から起算して6ヶ月を経過した日から3ヶ月以内を申請時期とします。

#### 6. 申請受付開始日

令和3年10月1日（金）より

#### 7. 申請書類様式の入手

補助金の申請に必要な書類の入手方法は下記のとおりです。

(1) 仙北市ホームページ

(2) 仙北市役所および関係窓口

仙北市農林商工部商工課、田沢湖、西木市民センターおよび各出張所

#### 8. お問い合わせ・申込書送付先

仙北市役所 農林商工部 商工課

〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81-8

TEL：0187-43-3351 FAX：0187-54-4777